

大牟田市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第10条第2項及び第3項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(工事現場に常駐を要しない期間)

第2条 約款第10条第2項中の「工事現場に常駐し」とは、当該工事の作業期間中特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障を来たさないことを目的としたものである。

2 約款第10条第3項については、次の各号のいずれかに該当する期間において現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして取り扱うものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
(兼任を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件を全て満たす工事は、合計で2件(ただし、災害復旧工事を含む場合は3件)までの工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めない。

- (1) 工事現場がいずれも大牟田市内にあること。
- (2) 兼任する工事のいずれも予定価格が3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)であること。

(兼任を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者又は監督員との連絡体制が確保されていること。
- (2) いずれかの工事現場に必ず常駐していること。

(兼任を認める対象工事の特例)

第5条 第3条第2号の規定にかかわらず、予定価格が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の工事であって、第3条第1号及び前条の規定に該当するものについても発注者が特別に認めた場合は、当該現場代理人を兼任させることができる。

(兼任を認める対象工事の明示の手続)

第6条 第3条及び第4条の規定により兼任を認める対象工事とする場合は、次の各号に掲げる手続を経て入札公告、指名通知書又は見積依頼書に対象工事であることを記載するものとする。

- (1) 発注者は、工事の内容及び特殊性、安全管理上等を考慮し、契約検査室と十分協議の上で、兼任を認めることができるものとするかを判断し、契約検査室に通知する。
- (2) 契約検査室は、発注者から兼任を認めることが適当であるとの通知があった場合は、第3条第2号に該当するかを確認し、該当していれば兼任を認める対象工事であることを入札公告、指名通知書又は見積依頼書に記載する。

(専任を要する現場代理人の兼任の申請)

第7条 第3条から第5条までの規定により専任を要する現場代理人を兼任させたいときは、専任を要する現場代理人の兼任申請書(様式)により申請しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により申請があった場合は、特に専任を要する現場代理人の兼任を認めないときに限り、文書によりその旨にその理由を付して当該申請をした者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、現場代理人の常駐義務の緩和に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

付 則

この要領は、令和3年1月1日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。